

公共用地取得事務事業

計画的に公共施設等が建設できるよう、事業に必要な用地を取得する。

1. 公共用地取得事務業務

事業担当課からの依頼に基づき、公共事業に係る用地取得事務及び物件移転補償事務を行った。

平成27年度においては、大阪府の施行する一般国道371号交通安全施設等整備事業用地について、大阪府との基本協定等に基づき、事業用地取得したほか、市事業に必要な事業用地の権利者と交渉を行い、用地買収事務を行った。

事業名	買収面積
一般国道371号交通安全施設等整備事業	98.96 m ²
河内長野市が施行する事業の代替用地	293.92 m ²